

協会けんぽの任意継続へのご加入を検討されている皆さまへ

退職後の健康保険加入のご案内

◆在職中の健康保険証が使えるのは退職日までです◆

在職中に
全国健康保険協会
(協会けんぽ)の
健康保険証を
お持ちの方へ

退職後の健康保険には、

「協会けんぽの任意継続」「国民健康保険」「ご家族の健康保険(被扶養者)」の3種類があります。

保険料などを比較のうえ、ご自身にあった健康保険をお選びください。

加入先	①協会けんぽの任意継続	②国民健康保険	③ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	以下の2点を満たす必要があります ・退職日までに被保険者期間が継続して 2ヶ月以上 あること ・任意継続資格取得申出書を退職日の翌日から 20日以内 に協会けんぽに必着するよう手続きすること	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	・ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります ・ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	退職後は事業主負担分も負担することになりますので、退職時の健康保険料の2倍となります。ただし、上限があります。 (お住まいの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合等、2倍した額とならない場合があります) また、被扶養者の人数により、保険料が変わることはありません。(被扶養者の保険料負担はありません)	・保険料は、加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります ・お住まいの市区町村により保険料額が異なります ※離職理由により保険料が減免される場合があります	被扶養者の保険料負担はありません

任意継続の詳細は、協会けんぽ新潟支部またはホームページにてご確認をお願いします。

●申請書や記入例は、協会けんぽホームページより印刷できます。

 **全国健康保険協会 新潟支部**
協会けんぽ

協会けんぽ 新潟

検索 

〒950-8513

新潟市中央区東大通2-4-4 日生不動産東大通ビル3階

電話番号：025-242-0262 (業務グループ)

営業時間：8時30分～17時15分 (土日祝・年末年始を除く)

裏面もご覧ください 

1

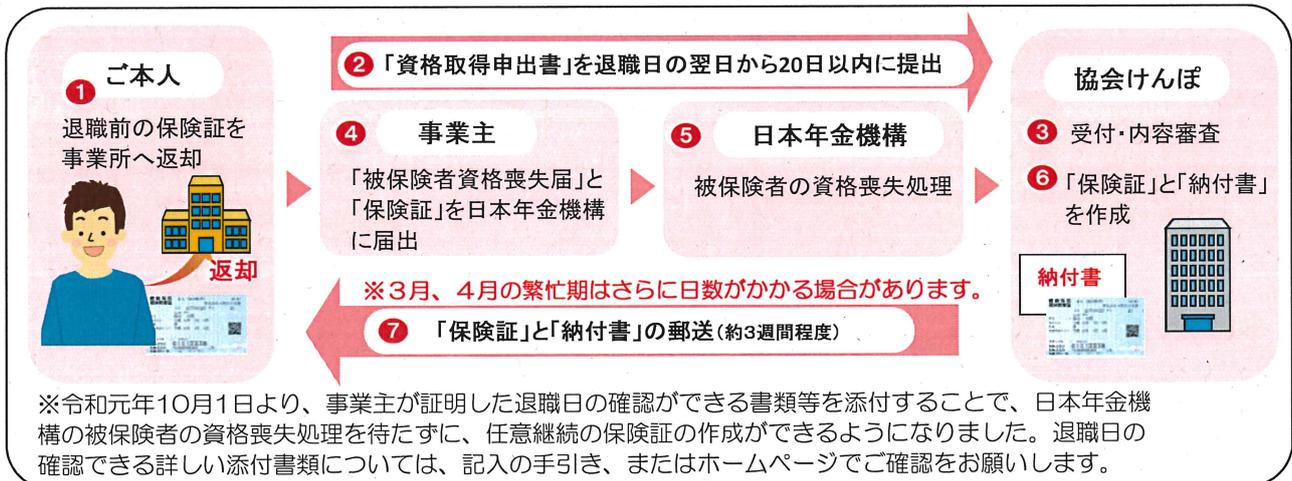
協会けんぽの任意継続加入の手続き

- お住まいの都道府県の協会けんぽ支部に、「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を退職日の翌日から20日以内（20日目が土日祝の場合は翌営業日）に必着するようご提出ください。
- 申請は便利な郵送をご利用ください。
- ご家族を被扶養者として手続きする場合は、被扶養者の収入の有無にかかわらず、生計維持関係を証明できる書類の添付が必要になります。詳しい添付書類は、記入の手引き、またはホームページでご確認をお願いします。

2

任意継続の申請から保険証が発行されるまでの流れ

通常3週間ほどかかります。※3月、4月はさらに日数がかかる場合があります。



3

協会けんぽの任意継続に加入された場合

<p>被保険者期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●2年間です。ただし、次のいずれかの事由に該当するときは資格を喪失します。 <ul style="list-style-type: none"> ・保険料を納付期限までに納付しなかったとき ・被保険者が就職して健康保険の被保険者資格を取得したとき ・被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したとき ・被保険者が亡くなったとき ※途中で国民健康保険に加入する、またはご家族の被扶養者になるという理由で、任意継続をやめることはできません。 					
<p>保 険 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●退職後は事業主負担分も負担することになり、退職時の健康保険料の2倍となります。（お住まいの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合等、2倍した額とならない場合があります。） ※1か月分の保険料の算出方法は次の通りです。 <table border="1" data-bbox="523 1444 1401 1512"> <tr> <td>退職時の標準報酬月額 (上限30万円)</td> <td>×</td> <td>お住まいの都道府県別 保険料率</td> <td>=</td> <td>1か月分の保険料</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方は、介護保険料が加わります。 ・保険料率は協会けんぽホームページまたは都道府県支部にご確認ください。 ●原則2年間変わりません。（保険料率や標準報酬月額の上限が変更される場合等を除きます。） ●被扶養者の人数により、保険料が変わることはありません。 ●毎月、納付書による納付（毎月10日まで）と、口座振替による納付があります。また、毎月納付の他に一括して納付すると割引となる前納制度もあります。 	退職時の標準報酬月額 (上限30万円)	×	お住まいの都道府県別 保険料率	=	1か月分の保険料
退職時の標準報酬月額 (上限30万円)	×	お住まいの都道府県別 保険料率	=	1か月分の保険料		
<p>保 険 給 付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関等での窓口負担は、在職中と同様の負担割合です。 ●在職中と同様の給付金を、原則受けることができます。 ※資格喪失後に傷病手当金および出産手当金の給付対象になるのは、在職中からの継続給付の要件を満たす場合に限りです。 ●高額療養費の多数該当について 任意継続を選択した場合は通算されます。 「ご家族の健康保険（被扶養者）」または「国民健康保険」を選択すると、通算されないの でご確認ください。 					
<p>健 康 診 断</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 健診は35～74歳の被保険者が受診できる「生活習慣病予防健診」と40歳～74歳の被扶養者が受診できる「特定健診」があります。 ■ 年度内にお一人様1回、協会けんぽの健診費用の一部補助を受けられます。 ※詳細は、ホームページまたは協会けんぽ新潟支部保健グループまでお問い合わせください。 					